

「行政」及び「政治」の用語と概念

— 『行政』の誕生と交流』補論

毛 桂 榮（明治学院大学）

本『法学研究』92号（2012年1月）に、拙稿『『行政』の誕生と交流』が掲載された^①。この研究は、「行政」（及び行政学）という用語の誕生、またそれをめぐる日中間の知的交流を「探索」したものである。私にとっては多くの内容が未知の領域であった。ここでは、校正中及び掲載後に調査した内容などをまとめて補論とする。以下、四つの内容について順に論じていく。第1に「行政」という用語に関わる補足、第2に「行政」や「行政学」に関連する「政治」、「政治学」の諸用語に関する資料と補足、第3に「行政」や「政治」の諸用語の中国への流入に関する補足、第4に言葉あるいは用語と概念との関連に関する補足と検討である。

1. 「行政」という用語の登場

「行政」は、中国の古典にある漢字用語であるが、名詞ではなかった。明治維新後に名詞として日本で使用され始めたものである。拙稿『『行政』の誕生と交流』では、ヘボン辞書などにおける「行政」という言葉の登場、また福澤諭吉の文章における言葉の使用などから「行政」という用語の普及は、1870年代ではないかと推測した。もちろん政府の公文書における「行政」という用語の使用は、もっと早く1868年「政体書」における「行政官」という用語の登場が事の始まりである。その後の複数回にわたる「行政」という用語の登場、

さらに「大阪会議」で妥協された改革案の図（木戸の自筆）を紹介し、「行政」という用語の変遷を示した⁽²⁾。

改めて「行政」という用語の登場は、「政体書」における「行政官」という用語の登場にさかのぼる。その「行政官」という言葉を誰が最初に考案したのかは、興味あるところである。「政体書」にある官制などの設計には漢学に造詣が深い者が関わったことが知られ、特に政府参与の福岡孝悌と副島種臣とが「政体書」の起草に携わった⁽³⁾。福岡孝悌はその「政体書の由来」に関する文章で、漢訳書である『聯邦史略』（連邦誌略）を参照したことを明らかにしており、そこから草案の段階で「政体書」にある「立法行法司法」、「行法官」や「行政官」の諸用語が使用されたことが分かる⁽⁴⁾。また丸山幹治（政治学者の丸山真男の父）が著した『副島種臣伯』では、「政体書」との関わりも記載されているが、「行政」や「行政官」の諸用語の使用の詳細については、不明である⁽⁵⁾。

佐藤享著『現代に生きる幕末・明治初期漢語辞典』は、主に幕末・明治初期に使用された漢語 4,482 語を見出し語として精選し解説をしている。それには、「行政官」や「行政権」なる用語が収録されている⁽⁶⁾。言い換えると、「行政官」や「行政権」は、明治初期の新語である。

そこで、明治期の漢語辞典をもう少し検討してみることにしたい。明治期に刊行された漢語辞典を影印版として集大成したものとして、「明治期漢語辞書大系」（全 65 巻、別巻 3）があり、「明治期漢語辞書大系」第 1 巻には、『内外新報字類』、『新令字解』、『日誌必用御布令字引』、『布令字弁』、『内外新聞画引』、第 2 巻には『漢語字類』、第 3 巻には『令典熟語解』、『布令必用新撰字引』、『日誌字解』、『増補新令字解』、『未味字解漢語都々逸』など明治初期の辞書類が収録されている。辞書のタイトルが示すように、新聞を読むための字引のほか、政令や政府の「日誌」を解説するためのものが多い。また翻訳漢語（明治期における翻訳書）などを読むための字引という側面があると指摘されている⁽⁷⁾。明治政府の法令などには漢語表現が多いことがその背景にある。ちなみに、明治

「行政」及び「政治」の用語と概念

期の「日誌」としてその代表は、明治の官報ともいえる「太政官日誌」である。それは1868年の明治政府成立直後に出され、1877年まで刊行されていた⁽⁸⁾。

「行政官」という用語の使用、また「行政官」の名義で布告を発行することについては、「太政官日誌」で確認できる⁽⁹⁾。

さて、上記の「明治期漢語辞書大系」を調べると、いくつか興味深い事実が分かってくる。その第1巻と第2巻には慶応4年から明治2年1月までの辞典6種類が収録されている。そこでは「行政」、「行政官」、「行法」、「行法官」の用語はいずれも登場していない。言い換えると、1868年までの辞書ではこれらの用語が注目されていなかった。第3巻に収録されている、漢語辞書『令典熟語解』（明治2年、1869年2月刊行）には、「行政」という用語が収録されている⁽¹⁰⁾。資料-1は、「行政」とともに、「政治」、「政府」、「議政」などが収録された部分である。同じく第3巻に収録されている『日誌字解』（明治2年、1869年5月刊行）には、これもまた「行政」（資料-2を参照）が収録されている⁽¹¹⁾。

資料-1 『令典熟語解』に見る「行政」

新 政 ニ シ テ アラキ ニ シ テ ト	大 政 オホキ ヲ シ ス	執 政 シヨク シ ト ル	行 政 コウジ ヲ シ ス	政 績 セイギ イ サ ラ シ	政 柄 セイヘイ ケ シ ノ ヘイ	政 治 セイジ シ ノ ヘイ	政 體 セイテイ ド ク シ	政 字 部
初 政 ハジメ ノ シ ノ ヘイ	仁 政 ニ シ テ コ シ ノ ヘイ	祭 政 サ シ ノ ヘイ	議 政 ギ シ ノ ヘイ	政 府 セイフ シ ノ ヘイ	政 道 セイダウ シ ノ ヘイ	政 令 セイレイ シ ノ ヘイ	政 權 セイケン シ ノ ヘイ	

出典：「明治期漢語辞書大系」第3巻、12頁。

資料-2 『日誌字解』に見る「行政」



出典：「明治期漢語辞書大系」第3巻，177頁。

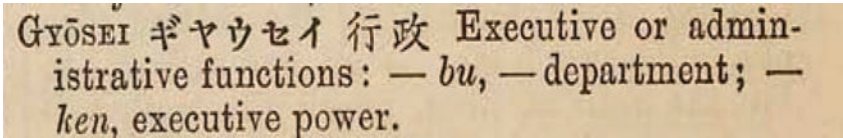
『令典熟語解』や『日誌字解』は、いずれも政府の法令や刊行物である日誌などを解説するための辞書である。日誌などにおける「行政官」という用語の使用が、これらの漢語辞書における「行政」という用語の収録につながったと推測できる。また上記の漢語辞書（第1, 2, 3巻所収）のどれにも「行法」あるいは「行法官」の用語は収録されていない。これは、当時から「行法」という用語が注目されなかった、あるいは普及しなかったことを意味するものである。拙稿「『行政』の誕生と交流」では、国語辞典における「行法」という用語の収録を踏まえて、この「行法」という用語が完全に忘れられていないことを指摘したが、普及しなかったことは事実のようである。

上記の『令典熟語解』や『日誌字解』における「行政」という用語に関しては、辞書の編纂として「行政」が異なる配置（『令典熟語解』では「政字部」、『日誌字解』では「行部」）になっていることが分かるが、興味深いのは、発音が異なっ

「行政」及び「政治」の用語と概念

ている点である。これは、明治初期における漢字音の揺れで、辞書における漢字音の不統一（漢音と慣用音）によるものである。松井利彦著『近代漢語辞書の成立と展開』では、太政官日誌及び漢語辞典を例に漢字音が熟字に固定していないことを分析している⁽¹²⁾。「行政」という新語がまさにそういう状況にあり、「行政」の漢字音の揺れは、その使用の初期的状況を示唆していると言える。ヘボンの和英語林集成の第3版（1886年）の「和英の部」で初めて登場する「行政」という用語は、資料-3に見るようにその発音は「ぎょうせい」ではなかった。

資料-3 ヘボン辞書第3版に登場する「行政」（1886年）



また、「行政」の英語表現を見ると、ヘボン辞書では、すでに拙稿で分析したように、「行政」の英訳では（資料-3に見るように）administrationと executive (power) がともに登場するが、その「英和の部」では、administrationの和訳には「行政」が使用されておらず、executiveの解釈については、「行政部」という用語が使用されていた。要するに、「行政（権）」と executive (power) との対応関係は成立しているが、Administrationと「行政（権）」との対応関係は確立するまでに至っていないように見える⁽¹³⁾。

他方、人文系の専門辞書である『哲学字彙』には、その初版（1881年）ではなく、再版（改訂増補版、1884年）に「行政」という用語が登場した。それは、資料-4に見るように administrationの和訳としてである。初版では administrationは「管理」と「内政」に訳されて、再版（1884年）で「行政」が追加されていた⁽¹⁴⁾。「行政」と administrationの対応関係は、漸次的に形成されていったように見える。Administrationを和訳した「行政」が『哲学字彙』の改訂増

「行政」及び「政治」の用語と概念

補版(1884年)に、また『和英語林集成』の第3版(1886年)の「和英の部」に初めて登場したことは、「行政」という用語が次第に普及し、定着していったと見てよいであろう。

資料-4 『哲学字彙』第2版(1884年)にみる Administration と「行政」

Adjustment	修整、齊整、調停(生)
Administration	管理(政)、内政、行政
Admiration	欽仰、瞻望、賞歎、驚感
Admonition	説諭、警責、儆戒、勸諫

以上は「行政」という用語に関する補足であるが、「行政学」という用語については断定できないが、調査した限りでは東京大学における1881年学則改正での使用が最初である。繰り返すが、「行政学」が独立の教科となったのは、1882年が初めてである。「行政学」という用語はいかなる経緯で登場したのか、1881年より先の学校教育歴史に遡って検証が必要のようであるが、いまのところ、それを検証できる準備はない⁽¹⁵⁾。

さて、「行政」は、もともと「行政事」、「政を行う」ということなので、ここでは補足的に「政事」、「政治」と「政治学」の諸用語についても、ごく簡単に調査してみたい。

2. 「政事」と「政治」の変容及び「政治学」

中国古典には、「行・政」や「行・政事」のような使用法があった。この「政」、「政事」は、今日では「政治」のことであり、またマツリゴトとしての「政」

や「政事」とは関わるので、ここでは若干の検討を行う。

「政治」と「政治学」という漢語は、「行政」、「行政学」の諸用語と同様に、日本における近代語である。鈴木修次によれば、中国古典には「政事」、「政治」という用語があり、「政治」よりも「政事」が多用されていた。明治初期の日本においては、「政治」も「政事」も使用され、やがて「政治」という用語が多用されるようになったという⁽¹⁶⁾。また鈴木は、近代以前を言う場合に「政事」を、近代以後、とくに民主政治に関わって言う場合、「政治」を使用する傾向が明治期に表れていたこと⁽¹⁷⁾、さらに森有礼や西周が「政事」の用語を、津田真道、箕作麟祥、福澤諭吉らが「政治」の言葉を好むことを分析している⁽¹⁸⁾。これについては、ここでは詳細な検証を行うことができないが、明治初期においては「政事」と「政治」が混用され、前者から後者への移行があったことが理解可能であろう。

「政事」と「政治」の混用は、実は、康有為の『日本変政考』でも同様である。『日本変政考』は、明治初期の日本文献を訳して明治維新後の日本を編年体で叙述した本であるので、「行法」や「行政」だけではなく、「政事」や「政治」も混在していた⁽¹⁹⁾。しかし梁啓超に至ると、ほぼ「政治」という用語が使用されている。西周は「政事」、「政事学」を使うことが多いが、福澤諭吉は「政治」を好むことに似ているかもしれない。時代の変遷によって「政事」から「政治」への用語の変化があったのである。

ちなみに「政治」という用語は、上述の資料-1にある『令典熟語解』では、「行政」、「政権」などと一緒に漢語として登場していた。「政事」という用語がその辞典では出てない。「政事」はマツリゴトとして既知の用語であり、他方、「政治」という言葉はわりに新しい用語という意味であろうか。

ヘボン辞書で確認すると、「政事」という用語は第1版(1867年)から登場するが、「政治」という言葉は第2版「和英の部」(1872年)から登場することが分かる⁽²⁰⁾。「政事」に遅れて「政治」が登場するということである。また、「政

資料-5 ヘボン辞書にみる「政事」と「政治」

和英の部, 第3版
SEIJI セイジ 政事 (<i>matsurigoto</i>) n. The form of government, administration of public affairs, the affairs of government, political affairs: — <i>gaku</i> , political science. SEIJI セイジ 青磁 n. Green porcelain. SEI-JI, or SEI-CHI セイヂ 政治 (<i>matsurigoto</i>) Rule, government, administration of government.
英和の部, 第3版
POLITIC, a. <i>Kashikoi, takumi naru, hatsumei naru.</i> POLITICAL, a. <i>Seiji no.</i> POLITICAL-ECONOMY, n. <i>Keizaigaku, rizaigaku.</i> POLITICIAN, n. <i>Seiji ka.</i> POLITICS, n. <i>Seiji, seijigaku.</i>

事」と「政治」の訳を見ると、資料-5に見るようにどちらも「*matsurigoto*」の意味解釈が用意され、その相違はさほど明確ではない。

要するに、「政事」と「政治」はともに使用されたが、漸次「政治」が多用されるようになった。「政事」と「政治」は、その意味内容が近く、とくに「政治」は近代以後のそれを意味する用語のようである。

平石直昭は、その論文「前近代の政治観—日本と中国を中心に」で、近代以前のアジアにおける政治観を「奉仕としての政事」、「教化としての政治」、「裁判としての政治」、「権力支配としての政治」に類型化した⁽²¹⁾。祭政一致を特徴とする「政事」(奉仕)⁽²²⁾を前近代の「政治」の一類型として析出しており、「政事」を近代以前の政治としているところは、これまでの分析と一致するようで

ある。

以上は、用語の使用から見た「政事」から「政治」への変化に関する検討であるが、なぜ「政事」ではなく「政治」なのか、あるいは「政事」よりも「政治」を好み「政治」が多用されることになったのかは不明である。それは、「東洋的専制」にとっては「治水」が至極重要で、また「治」（おさむ）という言葉と共有する「統治」という用語が明治期において成立したことと何か関係があるであろうか⁽²³⁾。もとより、明治維新において「元号」はすでに古典『周易』にある「聖人南面而聴天下，嚮明而治」に由来するとされる「明治」となっており、「治める」という言葉がすでにその素地が整えられていたことは、間違いなからう。

さて、「政治」に関連して、「政治学」という用語については、前掲佐藤『現代に生きる幕末・明治初期漢語辞典』においては、明治初期の近代語として収録されている。そこでは明治3年（1870年）の訳書『西洋学校軌（規）範』（下）「コロンビヤ大学校規則」に「政治学」、また西周『百学連環』「第一 総論」に「politics 政事学」という用例があったことが提示されている。また「政治」が「政事」という用語表現で使われることが多く、「政治学」が「政事学」と表記されることは明治10年まで多かったとも指摘されている⁽²⁴⁾。

日本の政治学（教育）は、アメリカのフェノロサ（Ernest Francisco Fenollosa, 1853年-1908年）が、明治11年（1878年）8月に来日して東京大学において講義したのが始まりとされている。大塚桂『近代日本政治学者群像』によれば、1870年代後半に慣用語の「政事」に代わって、「政治」が多用されるようになるとされ、フェノロサが1878年から行った東京大学における講義が「政治学」として紹介されている⁽²⁵⁾。

「政治学」という用語の使用法を辞書で確認すると、まずヘボン和英語林集成の「英和の部」に、politicsという見出し語は第2版（1872年）に登場し、漢語表現としての「政治」は、第2版「和英の部」に「政事家」（政治家ではなく）

「行政」及び「政治」の用語と概念

とともに初めて登場した。さらに「seijigaku」という表現は、第3版「英和の部」で Politics の和訳として初めて登場するが⁽²⁶⁾、その漢字表現を考えると、資料-5にあるように、同第3版（1886年）「和英の部」にある「政事」の部分では「seijigaku」とあり、また「政治」の説明では、「seijigaku」が登場していないことからして、Politics の和訳は「政治学」ではなく、「政事学」とされていたことも推測できる。要するに、「政治学」は、このヘボン辞書では第3版（1886年）になっても、「政事学」であった。

他方、上述したように東京大学ではすでに1878年に「政治学」が講義されたので、人文系の専門辞書として『哲学字彙』では、初版からその用語が登場していた。『哲学字彙』の初版（1881年）をみると、すでに、「政治学」という用語が politics の訳語として登場していた（27）。資料-6は「政治学」の訳語が登場する部分である。

資料-6 『哲学字彙』（初版1881年）に見る「政治学」

Policy	政法、權道、術數、
Political economy	理財學、
Politics	政治學、
Polity	國政、

この初版本の緒言には、本文中にある（政）の略語が「政理学」の省略との説明があり、「政理学」という用語も当時、使用されていたことが分かる。前掲資料-4にある『哲学字彙』第2版にみる administration の和訳として「管理」という用語があるが、そこでは（政）という注釈が付けられており、初版ですでに使用された「政理学」の意味で記されたものと思われる。『哲学字彙』で

は初版（1881年）から「政治学」と「政理学」が同時に存在していたのである。

朱京偉はその著書『近代日中新語の創出と交流』で、「政治学」という用語が「人類学」、「生物学」の諸用語とともに、1881年初版の『哲学字彙』で新造されたのではないかと推測を行っていた⁽²⁸⁾。たしかに、明治初期の語彙史において重要とされるロブシャイド『英華字典』では、politicsの訳として「政事」、「政知」はあるが、「政治」という用語はない⁽²⁹⁾。他方、堀達之助『英和対訳袖珍辞典』の初版（1862年）と再版（1866年）では、「政事学」がないのに、「政治」、「政治学」と「政治科」の諸用語が登場していた⁽³⁰⁾。こうしてみると、『哲学字彙』が最初ではないようである。事実、1877年に東京大学が設立されたとき、その文学部には「史学哲学及政治学科」が設置されていた。1881年には「政治学科」が独立して、「政治学及び理財学科」に再編された。その間の変遷は省略するが、1877年以後、東京大学では「政事学」ではなく、「政治学」が正式の使用法であった⁽³¹⁾。

一つの推測としては、1860年代堀達之助の英和辞書における「政治学」、1877年の東京大学における文学部の「史学哲学及政治学科」の設置、1878年フェノロサの「政治学」講義、そして『哲学字彙』の初版（1881年）における「政治学」の登場、及び1881年の東京大学における「政治学及び理財学科」の再編が、「政治学」という用語の普及及びその概念形成において大きな力となっていたのではないかと考えられる。そのような流れの中で、ヘボン辞書は第三版に至って、いぜん「政治学」ではなく、「政事学」としていたのかもしれない。ちなみに「理財学」は、資料-5のヘボン辞書でも、そして資料-6の『哲学字彙』でも、political economyの訳語であった。

「政治」と「政事」の変化に関連して、先に近代以前のことを言う場合には「政事」を、近代以後のことを言う場合には「政治」を使用する傾向があることを紹介したが、「政事学」が「政治学」へ移行していく過程で、同様な意味内容の変化があったかどうかは、不明である⁽³²⁾。

以上を要するに、1877年に東京大学では「政治学」が学科として編成されたように、「政治学」という用語は、1870年代にはすでに優勢となっていたと言ってよい。すでに言及したように、1882年に東京大学では「行政学」が授業科目として設置された。時期的には、「政治学」という用語は「行政学」よりも早く確立し、「政治学」の教育は「行政学」よりも早かったと言える。

3. 新語が中国へ

「行政」という用語が日本由来の近代語であることは、間違いのないことである。拙稿「『行政』の誕生と交流」、及び上記の補足説明から明らかとなるが、この用語がどういう経緯で中国に入ったのかについて、拙稿「『行政』の誕生と交流」では1895年に出版された黄遵憲『日本国志』による導入の可能性が高いと分析していた。

最近、香港の中国語文学会を中心に編纂された『近現代漢語新詞源詞典』を読むことができた。これは、近代以後に中国で生まれた新語について総合的に整理した辞典であり、また近代の用語に関する早い用例が紹介されている。この辞書には、近現代の新語として「行政」が登場しており、「行政」を近代語とする立場である。いわば近代の「行政」を、古典にある「行・政」と区別していると言える。そしてこの辞書では「行政」の早い使用として、1890年の黄遵憲の『日本雑事詩』における使用を挙げている⁽³³⁾。原文をみると、46番目の詩「警視」に関する部分で「行政」という言葉が登場している。もっとも、詩の本文ではなく、詩の説明文において黄の『日本国志』にある文章を引用する形で「行政」という用語が登場していた⁽³⁴⁾。元を辿れば『日本国志』になるということである。

この46番目の詩は、実は、初版本では収録されていなかった。増補版(定本)で登場したものである。研究によれば、『日本雑事詩』は『日本国志』とほと

んど同時進行的に編集されたものである。『日本雑事詩』は『日本国志』の「詩歌版」とも言われ、1879年に初版本が同文館より刊行され、増補した定本は、1890年に完成していた⁽³⁵⁾。上記の『近現代漢語新詞源詞典』における「行政」の使用例を1890年としたのは、その定本が確定した年であろう。しかし、この定本『日本雑事詩』は、1898年に刊行されていた⁽³⁶⁾。言葉の普及を考えると、刊行の時期がより重視されるべきであろう。ちなみに、この定本『日本雑事詩』が1898年に刊行された時、康有為がそれに前書き（序）を寄せている⁽³⁷⁾。

要するに、「行政」という用語は、『日本国志』の文章が『日本雑事詩』に引用される形で登場した。『日本国志』は1887年に完成しているが、刊行されたのは、1895年である。刊行の時期から見ると、定本『日本雑事詩』（1898年）よりも、『日本国志』（1895年）の方が早かったと言えるが、上記の『近現代漢語新詞源詞典』で「行政」の早い使用例を『日本雑事詩』（1890）としたのはその定本の確定の年で、刊行の年ではなかったのである。「行政」という用語の登場が黄遵憲『日本国志』の刊行された1895年とするか、『日本国志』を引用した黄遵憲『日本雑事詩』の定本が完成した1890年とするか、あるいはその1890年の定本が刊行された1898年とするかの違いはあるが、「行政」という用語が、黄遵憲『日本国志』において1890年代に最初に使用されたことだけは、間違いない。「行政」という用語は、1890年代に黄遵憲によって導入されたのである。

さて、「行政学」という用語の中国における登場について、拙稿「『行政』の誕生と交流」では、康有為の『日本書目誌』に登場する「行政学」の分類書目⁽³⁸⁾と、梁啓超の「読『日本書目誌』書後」における「行政学のススメ」に言及した。

康有為の『日本書目誌』については、王宝平は、それが1893年に東京で出版された『図書総目録』を再編集したものとし、康有為がそれらの7千冊余りの図書を収集できたろうことを否定した⁽³⁹⁾。この『日本書目誌』に関わって、

別の拙稿において康有為が「行政学」と分類した27冊の図書を詳細に検証した⁽⁴⁰⁾。その詳細はここでは省略するが、書誌検証から27冊中25冊は出版の情報があり、また24冊は現在、その所蔵が確認できる。さらに検証できる25冊の図書がいずれも、1892年までの刊行であることを確認した。王宝平がその『日本書目誌』の出典とする『図書総目録』は、1893年に出版された。これは、『日本書目誌』の行政学図書が1892年までの図書であることとは、時期的に一致しているが、単なる偶然であろうか。

『日本書目誌』と同時に完成したものとされる康有為の『日本政変考』は、明治維新から1890年代までの歴史を編年体で叙述し、「政体書」における「行法」、内閣制度における「行政」という用語などがかなり正確に翻訳・紹介されている⁽⁴¹⁾。しかし『日本政変考』は中国では当時あまり流布しなかったので、「行政」などの諸用語の普及に関しては、この本の影響はほとんどなかったと思われる。この『日本政変考』は、1980年代に故宮博物館から発見され、現在、『康有為全集』第4集に収録されている⁽⁴²⁾。その『日本政変考』の内容からして、康有為が明治維新後の日本政治行政にかなりの知識をもっていたと推測されるが⁽⁴³⁾、『日本書目誌』の真偽を含め、康有為は「行政」、「行政学」のことを理解しているかどうか、にわかには断定できない⁽⁴⁴⁾。

ちなみに、康有為『日本書目誌』における「行政学」分類の登場、及び梁啓超の紹介文における「行政学」という用語の登場は1897、98年のことである。上記の『近現代漢語新詞源詞典』では、「行政学」という近代語について1899年の使用例（清議報の文章）を挙げているが、これは若干遅れた使用例である。

さて、「政治」という用語については、すでに指摘したように古典に登場する用語であるが、現在、「政治」は、近代用語として日本より導入された用語とされている⁽⁴⁵⁾。ただし、上記の『近現代漢語新詞源詞典』は、「政治」という用語を収録していない。すなわち、「政治」を近代語としていないのである。

他方、「政治学」については、『近現代漢語新詞源典』は、日本由来の近代語として、黄遵憲『日本雜事詩』（1890年）の使用例を紹介している。そこで、黄遵憲『日本雜事詩』原文に当たると、その54番「西学」詩の説明で、「行政」の引用と同様に『日本国志』の文章が引用され、東京大学の文学部に政治学及び理財学科があることが紹介されている⁽⁴⁶⁾。ともかく、「政治学」なる用語の登場は、『日本国志』が最初である可能性が高い⁽⁴⁷⁾。

康有為の『日本書目誌』には、「行政学」のほか、「政治学」などの諸用語も登場している。また時期的には、『日本雜事詩』は1890年定本、1898年刊行であり、康有為の『日本書目誌』は1897年秋、あるいは1898年春の刊行である。「政治学」という用語の中国への導入は、1890年代後半であることは間違いないと思われる。つまりこの時期になると、日本ではすでに「政治学」という用語が一般的になったので、結果として「政事学」という用語は中国には伝わらなかったのである。

いずれにせよ、「行政」、「行政学」、そして「政治学」の諸用語は、1890年代後半、日清戦争（中国では「甲午戦争」）の後、中国に導入されたものである。

世紀の転換期に際して、中国では行政学や政治学教育と研究の展開が若干存在していた⁽⁴⁸⁾。例えば吉野作造が1906年より「教習」として3年間中国に滞在したことがあるように、日本教習などによる政治学や行政学の教授が行われたと考えられる⁽⁴⁹⁾。また若干遅れて日本の政治学、行政法関係の図書も翻訳されていた⁽⁵⁰⁾。しかし繰り返し強調するが、「行政学」、「政治学」の諸用語が中国に導入されたときに、中国には専門の行政学や政治学の研究教育機関も、また専門書もほとんどない状況であった。梁啓超は「政治、憲法、行政学の書物を読む」ことを勧めたとき、中国にはまだそういう専門的な書物がほとんど存在していなかったのである。

中国における政治学、行政学の教育と研究が制度的に展開されたのは、1930年代に入ってからのことである。その中で、憲法や行政法に遅れて日本の行政

学関係の図書が翻訳されるようになった。蠟山政道に限って見た場合、『行政学総論』（1928年発行）は1930年、1934年と、2度にわたって翻訳され、また『行政組織論』（1930年発行）は1934年に、『行政学原論』（1935年発行）は1940年に翻訳されていた⁽⁵¹⁾。日本の憲法学、行政法だけではなく、日本政治学や行政学を積極的に吸収する時代があったと推測される。

4. 用語（語彙）と概念

言葉は思想や概念を表現するためのもので、新たな思想や概念の導入は、新たな言葉や用語の導入でもある。概念は言葉、用語を媒介に伝達される。しかし、新しい概念があっても、それを一つの「言葉」、「用語」（単語）で表現することは別問題である⁽⁵²⁾。英語では、兄と弟、また姉と妹の概念があるが、兄と弟、また姉と妹を区別する単語（一個の用語・語彙）をもっているわけではない。漢字の場合、1, 2文字で、場合には3, 4文字で一つのコンセプト、概念を表現することが多い。これを概念の「語彙化」と表現できる⁽⁵³⁾。3権分立論にある executive power の概念が西洋より東洋に伝わったとき、それは言葉、用語として「行法」や「行法権」で表現されていた。やがてその「行法」及び「行法権」は、「行政」や「行政権」にとってかわられた。新しい近代概念の導入に伴う「行政」や「行政権」の語彙の確立と普及である。

近代の国民国家形成にとっての鍵概念となる国民、民族、国語、憲法だけではなく、近代社会科学の用語である法学、哲学、経済学、統計学、政治学、行政学などは、日本で鑄造された漢字の用語である⁽⁵⁴⁾。国民国家の建設という共通の時代課題に直面したときに、中国は日本で形成された諸用語を大量に導入したのである。

新しい用語の使用は当然、言葉に乗せて政治思想や運動を興起させ、また学術の体系化や新たな概念をもたらし、さらに新たな概念の使用は社会の見方そ

のものを変え、政治経済や文化全般の変容・変質を促し、価値観そのものさえ転換してしまう可能性をもっている。19世紀末から20世紀初頭の中国における新語の大量流入は、まさに大きな社会変容を伴うものであった。「行政」、「政治」、「行政学」、「政治学」の導入がその好例である。

もちろん日中間において漢字は共有するが、「書写形式」の共有、「文字」の共有という意味における「同文」であり、同じ漢字であっても意味の相違においては見逃せない部分がある。例えば「政治体制」という用語あるいは概念には、大きな相違があることを指摘したことがある⁽⁵⁵⁾。そこで「行政」と「政治」の用語を共有する中国と日本とでは、その意味内容がはたして同様であろうか、考えてみたい。

例えば、明治初期において「政事」と「政治」は一時的に混用されていたが、やがて「政治」が多用されるようになり、「政事学」よりも「政治学」が使用されるようになった。しかし、マツリゴトという意味での「政事」が近代以前の「政治」を指す概念として、日本ではいまも使用されている。中国語では、「行・政事」という表現は古典にはあったが、現在は「政事」も「政事学」も使用されていない。「政事」、「政（マツリゴト）」という意味内容の「政治」は、はたして中国では日本と同じ意味内容をもって存在したのであるか。また「政治」なる言葉は、日本と中国とでは、はたして同じ意味で理解されているのであろうか。平石直昭は、前述のように「前近代の政治観—日本と中国を中心に」で、近代以前の政治観として「奉仕としての政事」、「教化としての政治」、「裁判としての政治」、「権力支配としての政治」を析出しているが、丸山の「政事（まつりごと）の構造」と同じくその「奉仕としての政事」は、日本に関する分析であって、中国を含めた東アジアの分析ではなかった⁽⁵⁶⁾。「マツリゴト（政事）」として、奉仕を媒介として正統性と決定権の分離、祭政一致の思想、あるいは政治構造は日本のケースであり、中国に当てはまるものではないように思われる。そうであるならば、「政治」という概念において日中間に相違があ

るのか、比較研究する必要がある⁽⁵⁷⁾。後述するように「行政」の概念についても同様である。

他方、ある概念が一個の言葉、用語（語彙）をもって表現されるようになった場合、それが常に安定・持続するとは限らない。一個の用語・言葉で表現する概念そのものが変化する可能性があり、同じ語彙や用語ではあるが、意味内容が変化し、また概念として多様化することがある。「行政」という用語に含意される意味内容の変化、多様化を、日中における「行政」という言葉の意味内容の相違とともに検討してみたい。

3 権分立論に使用された「行政（権）」の用語は、基本的に executive power である。前述したようにヘボン辞書では「行政」が administration の和訳として登場せず、executive の和訳として登場した理由もここにあると推測される。19 世紀の末に近代行政システムの構築に伴って、executive power である行政（行政権）が変化し、政党政治となる部分と administration である行政の部分に分化するようになった。シュタインの憲政（Verfassung）と行政（Verwaltung）との対抗関係の理論が形成されたのは 19 世紀中葉であるが、それはまさにそのような政治と行政との関係を捉えた概念構成である。その場合、憲政とは、立憲君主制における政党内閣による政治のことである。世紀の転換期において、ラートゲンが 3 権分立論を拒否する行政論を展開したことやグッドナウが国家意思の形成とその執行を区別し「政治」と「行政」を再構成したことは同様な背景があったと言ってよい⁽⁵⁸⁾。

アメリカにおいては、1880 年代以後、近代公務員制度の構築などをはじめ、近代行政システムの構築が始まったとき、3 権の一角を占める行政や行政権（executive power）の概念構成よりも、政党政治（politics）と分離し、独自の領域を構成する行政（administration）の概念が登場した。いわゆる「立法国家」から「行政国家」への歴史的変容で、行政システムの積極的な構築を要請することが時代の課題であり、「政治」と異なる「行政」（administration）の積極的

「行政」及び「政治」の用語と概念

な意義が定立されるようになった。アメリカにおいては、ウィルソンがドイツの理論を吸収しながら、行政 (administration) がビジネスであると喝破していた。その後、行政 (administration) と政党政治を主に含意する政治 (politics) との規範的關係が、いわゆる「政治行政分断論」として定立され、それは行政学研究のスタートとされた。こうして「行政」は、理論的にも実践的にも「行法」という概念では把握できなくなっただけでなく、3権分立論では捉えきれないような、新しい「行政」の概念が登場したのである⁽⁵⁹⁾。

行政国家の成長に伴って、行政学の理論はさらに発展し、1930年代に入り POSDCORB などの行政管理論が登場する。行政はさらに行政 (管理) と業務とが分離するようになり、執政、行政 (管理)、業務との機能区分ができるようになった。上級管理者とする大統領の行政管理機能の強化が要請され、行政管理に関する大統領委員会の提言を踏まえて大統領府などが設置されるようになった。すなわち、「行政」は、さらに新しい意味内容を含意するようになったのである。

もともと、3権分立論における行政権は executive power であり、政治に対する行政 (権) という用語は executive power ではなく、administration (administrative power) であり、さらに1930年代に展開された行政管理論は、administrative management に関する理論 (行政は管理) である。「行政」の意味内容は、時代の変化に伴って変容してきた。「行政」という用語、言葉は変わっていないが、「行政」の概念はかなり複雑に変遷し、多様化してきたのである。3権分立における「行政」、政治に対する「行政」、管理としての「行政」が複雑に絡んで、「行政」という言葉は、重層的な概念となったのである。

他方、「行政」概念の多様化は、「行政」という漢字を共有する日本と中国では、異なる「概念構成」を有することも注意すべきである。

日本では、3権分立論、政治行政論、行政管理論という用語とその理論はいずれも存在している⁽⁶⁰⁾。3権分立論及び議院内閣制における「行政」の研究に

については、政治学、憲法学などでは多くの蓄積があり、多言を要しないであろう⁽⁶¹⁾。管理としての「行政」については、行政の統一性保持との関わりで行政管理論が1930年代から日本の行政改革論議に登場したが、その後この管理としての「行政」の概念は、いわば「矮小化」の道を辿ってきて、「総合調整」の概念にとって代わられた⁽⁶²⁾。いま日本行政学では、基本的に行政目的を達成するための組織体制を維持発展する機能として管理が定義されるが⁽⁶³⁾、行政管理をキー概念とする研究書はほとんどなく、またそのような用語をタイトルにする行政学のテキストもあまり見られない⁽⁶⁴⁾。日本の行政学研究では、政治指導の確立や官僚主導の打破の改革論議とも関わって、政治に対する「行政」の概念がもっとも重要である⁽⁶⁵⁾。

対照的に、中国では3権分立論にいう行政権などを概念としては使用するが、3権分立論は公式的に拒否されている。また、政治行政分断論は、例えば公務員制度の構築にみるように否定されている。政治行政関係論においては、とくに政治に対する行政の「中立性」が否定され、「政治」に対する「行政」という概念構成は、さほど意味をもたないと言える。対して、管理としての行政の概念が重要である。中国では、1980年代から行政管理論を行政学研究としてきた。行政管理学は行政学研究の公式な用語である⁽⁶⁶⁾。最近では、「行政管理」から「公共管理」、さらに「公共行政」へと用語または概念が変化するが、管理論を行政学とする基本規定は変わっていないといえる⁽⁶⁷⁾。

こうしてみると、日本と中国の行政学研究では、「行政」という用語を共有するが、その概念構成は大きく異なると言ってよい。同じ用語・言葉によって表現された概念の多様化も一様ではない。

上記の問題をさらにもう一步踏み込んで考えてみたい。「行政」の概念が常に「公行政」と割り切ってしまうことが指摘されており⁽⁶⁸⁾、同様な現象が中国にあるかどうかは検証を要するが、仮に行政が「公行政」、あるいは「公共行政」と割り切って理解されなくとも、行政における「公共性」問題は、常に存在す

「行政」及び「政治」の用語と概念

るものである⁽⁶⁹⁾。また、行政の「政」は、為政者の倫理的姿勢としての「正」（身を正して範を示す）に通じ、公（オオヤケ）と重なり、行政には、倫理的・道徳的意味合いも含まれていると指摘されている⁽⁷⁰⁾。その「公」と深くかかわる「行政」の概念も、日中間で異なってくるかどうかは、検討に値する課題のようである。というのは、「公」、「公共」や「公共性」の概念における日中間の相違がすでに多く分析されて、日本の「公」や「公共」の概念は、国家や官僚制と近く、中国の場合は、「天」の思想と関連し、より倫理性の強い概念であると指摘されているからである⁽⁷¹⁾。「公私」関係や「公共性」を無視できない「行政」の概念も日中間においては異なっているであろうか。また、この「公」、「公共」の概念における日中間の相違は、行政に限らず、「政治」の概念における日中間の相違に関連する可能性が十分にある。

「公」あるいは「公共」とも関わって、「行政」と「政治」の概念における日中間の比較研究がこれからの課題である。

注

- (1) 毛桂榮「『行政』の誕生と交流」, 明治学院大学『法学研究』第92号, 19-90頁, 2012年1月。
- (2) 前掲拙稿「『行政』の誕生と交流」の校正中に、鈴木修次『日本漢語と中国—漢字文化圏の近代化』（中公新書, 1981年）を読むことができた。そこでは「3権分立にまつわる用語」が検討され、加藤弘之、西周などを例に「行法」から「行政」への置き換え、また康有為や梁啓超によって3権分立論が中国へ紹介されていくことを、史料を踏まえながら検討されていた。
- (3) 清水伸『明治憲法制定史』（原書房, 1974年）, 151頁以下を参照。ちなみに、清水によれば、「政体」という用語は、憲法の漢訳であったという。その由来を含め、同書, 146頁以下を参照。
- (4) 福岡孝悌「五箇条御誓文ト政体書ノ由来に就イテ」, 国家学会『明治憲政経済史論：国家学会創立満三十年記念』（東京, 宗高書房, 1974年復刻版, 原書1919年）所収, 21-45頁を参照。
- (5) 丸山幹治『副島種臣伯』（みすず書房, 1987年4月, 原書は1936年）, 100頁を参照。

「行政」及び「政治」の用語と概念

副島善高編『副島種臣全集』3巻(慧文社, 2004年-2007年)からは, 副島種臣の漢学素養を確認できるが, 政体書の官制における「行政官」に関する資料は確認できなかった。

- (6) 佐藤享『現代に生きる幕末・明治初期漢語辞典』(明治書院, 2007年), 187-188頁。
- (7) 松井利彦『近代漢語辞書の成立と展開』(風間書院, 1990年), 111頁などを参照。
- (8) 例えば石井良助編『太政官日誌』全8巻(東京堂書店, 1980年以後), 太政官日誌を含む各種日誌を収録した橋本博編『改訂雑新日誌』(名著刊行会, 1966年)がある。
- (9) 例えば, 石井良助編『太政官日誌』第1巻, 82頁。ちなみに, 国会図書館のHPにはその近代デジタルライブラリーとして太政官日誌のデータが収録され, 閲覧することができる。
- (10) 松井栄一ほか編集『明治期漢語辞書大系』(大空社, 1995年10月)第3巻所収, 引用は, 12頁。
- (11) 前掲『明治期漢語辞書大系』第3巻, 177頁。
- (12) 松井利彦『近代漢語辞書の成立と展開』第5章第1節「明治初期の漢字音」, 313頁以下を参照。
- (13) 前掲拙稿『「行政」の誕生と交流』の校正中に, 飛田良文, 李漢燮編『和英語林集成: 初版・再版・三版対照総索引』(鎌倉, 港の人(出版社), 2000年-2001年)を読むことができた。「行政」という用語の辞書における登場については, 第1巻(和英の部), 223頁に整理されている。また administration の和訳(「行政」という用語がない), executive の和訳(「行政部」という用語が登場)については, 同第3巻(英和の部), 14頁, 138頁をそれぞれ参照。これは拙稿の検証と一致している。
- (14) 『哲学字彙』改定増補版のデジタル資料により, 引用は国会図書館の近代デジタルライブラリーにより, <http://kindai.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/994560/8> を参照。
- (15) 野崎敏郎「カール・ラートゲンの渡日と東京大学」, 佛敎大学総合研究所紀要別冊『近代国家と民衆統合の研究』2004年8月所収では, ラートゲンの来日が検討され, 「行政学」及び「統計学」の科目設置がラートゲンの提案と指摘されているが, 「行政学」という用語が如何に誕生したのかは不明である。
- (16) 鈴木修次『文明のことば』(文化評論出版, 1981年), 98-118頁(「政治と文学」)を参照。
- (17) 前掲鈴木『文明のことば』, 104頁。
- (18) 鈴木『文明のことば』, 111-113頁。
- (19) 姜義華ほか編集・校正『康有為全集』(北京・中国人民大学出版会, 2007年)第4集に所収の『日本変政考』を参照。
- (20) 前掲飛田良文, 李漢燮編『和英語林集成: 初版・再版・三版対照総索引』第2巻(和英の部), 328頁を参照。

「行政」及び「政治」の用語と概念

- (21) 平石直昭「前近代の政治観—日本と中国を中心に」、『思想』792号(岩波書店, 1990年6月)所収, 149-162頁。
- (22) この「政事」の解釈については, 丸山眞男「政事(まつりごと)の構造」(1984年), 『丸山眞男集』(岩波書店, 1996年)第12巻所収を参照。
- (23) 「政治」という言葉における「治」と「治水」との関連については, 添谷育志「政治・政治学とはなにか」, 明治学院大学法学部政治学科編『初めての政治学—ポリティカル・リテラシーを育てる』(風行社, 2011年)所収, 22頁を参照。また「統治」の概念形成に関しては, 成沢光「統治」, 同『政治の言葉』(平凡社, 1984年)所収を参照。
- (24) 佐藤享『現代に生きる幕末・明治初期漢語辞典』, 512頁。
- (25) 大塚桂『近代日本政治学者群像』(勁草書房, 2001年)第2章, 11頁以下を参照。
- (26) 前掲飛田良文, 李漢燮編『和英語林集成: 初版・再版・三版対照総索引』第3巻(英和の部), 273頁を参照。
- (27) 初版本は, 早稲田大学図書館に当該図書のデジタル資料があり, http://archive.wul.waseda.ac.jp/kosho/bunko08/bunko08_a0163/bunko08_a0163.pdfを参照。複製としては, 井上哲次ほか編『哲学字彙』(名著普及会, 1980年)を参照。
- (28) 朱京偉『近代日中新語の創出と交流—人文科学と自然科学の専門語を中心に』(白帝社, 2003年), 58-59頁を参照。
- (29) 羅布存徳原著, 井上哲次郎訂増『英華字典』(原書は1884年, ゆまに書房, 1995年複製)による調査。またロブシャイド『英華字典』などの英華字典に関しては, 沈国威『改訂新版・近代日中語彙交流史』(笠間書院, 2008年)第4章, 宮田和子『英華辞典の総合的研究—19世紀を中心として』(白帝社, 2010年), とくに第4章を参照。
- (30) これについては, 杉本つとむ編『江戸時代翻訳日本語辞典』(早稲田大学出版部, 1981年), 333頁, また解説部741頁以下を参照。この本は, 『英和対訳袖珍辞典』(初版1862年, 再版1866年)に記載されている翻訳日本語を50音順に整理したもので, 底本も収録され, 検索に便利。ちなみに『江戸時代翻訳日本語辞典』によれば, 「行政」という用語が『英和対訳袖珍辞典』には登場していなかった。
- (31) 前掲大塚桂『近代日本政治学者群像』, 11頁, また『東京大学百年史・部局史一』(東京大学出版会, 1986年), 412頁以下を参照。東京大学創設時, 加藤弘之が法理文学部総理であり, 「政治学」という用語の登場とのかかわりは不明であるが, 加藤弘之は「政治」という用語を多用していた。前掲鈴木修次『文明のことば』, 104頁以下を参照。
- (32) 前掲大塚桂『近代日本政治学者群像』, 大塚桂『日本政治学の先駆者』(成文堂, 2011年)のほか, 穂積陳重『法窓夜話』(岩波文庫, 1980年), 斎藤毅『明治のことば』

「行政」及び「政治」の用語と概念

(講談社学術文庫, 2005年)などを調査したが, 不明である。これらの書物では, 「共和政治」, 「憲法」, 「社会」などの用語の誕生が検討されている。添谷育志「政治／政治学とは何か」, 前掲『初めての政治学』所収では, 「政事」と「政治」について言及をしている(同書, 22頁以下を参照)。

- (33) 近現代漢語新詞詞源詞典編集委員会『近現代漢語新詞詞源詞典』(漢語大詞典出版社, 上海, 2001年), 290-291頁。
- (34) 鐘叔河主編『走向世界叢書・日本日記ほか』(岳麓書社出版, 1985年)に所収の『日本雑事詩』で確認。同書, 634頁。
- (35) 王曉秋「近代の中日文化交流」, 大庭脩・王曉秋編『日中文化交流史叢書1 歴史』(大修館書店, 1995年)所収, 第4章, 346頁を参照。
- (36) 日本語のものとしては, 黄遵憲著, 実藤恵秀, 豊田穰訳『日本雑事詩』(東洋文庫, 平凡社, 1968年)があり, 解説, とくに310頁以下を参照。
- (37) この前書きは, 前掲『康有為全集』第4集に収録されている。前書きの作成は1898年初めと推測されている。『康有為全集』第4集, 1頁。
- (38) 前掲『康有為全集』第3集所収の『日本書目誌』, 332-333頁を参照。
- (39) 王宝平「康有為『日本書目志』出典考」, 古典研究会編『汲古』第57巻(汲古書院, 2010年), 13-29頁。
- (40) 毛桂榮「康有為『日本書目誌』行政学分類図書の検証」, 明治学院大学『法律科学研究所年報』28号, 2012年所収, また毛桂榮「“行政学”与康有為」(中国語), 北京大学日本研究センター編集『日本学』17号, 2012年所収を参照。
- (41) 例えば, 前掲『康有為全集』第4集所収『日本政変考』, 114頁以下では, 「政体書」の内容が紹介されており, 「政体書」における「行法」, 「行法官」がそのまま中国語に使用された。「行政」, 「行政権」などは, 同書, 113頁, 173頁を参照。康有為が「行法」と「行政」との相違を意識したかどうかは不明である。
- (42) 『日本政変考』の上奏に関しては, 『康有為全集』第4集, 102頁, また康有為の上奏の真偽については, 孔祥吉編著『康有為変法奏章輯考』(北京図書館出版社, 2008年)などを参照。
- (43) 康有為『日本政変考』における日本への「誤解」, 資料や事実の意図的な「改変」については, 村田雄二郎「康有為と「東学」—「日本書目誌」をめぐる」, 東京大学教養学部外国語科『外国語科研究紀要』40巻5号, 1992年所収では言及されている。朱憶天は, 著書『康有為的改革思想与明治日本』(上海人民出版社, 2011年)では, 康有為が日本への理解と誤解を検討し, とくに『日本政変考』に関する研究を要領よく整理し, 康有為の「誤読」, 「改変」を分析している。同書, 35-49頁。但し, 康有為は, 例えば「攻日策」(日本攻略の方策)の文章(これは『康有為全集』第2集所収では, 1894年作)を記しており, 日本に関してはかなりの知識

「行政」及び「政治」の用語と概念

をもっていたことも事実である。朱憶天前掲書, 37頁。

- (44) 沈国威『近代中日詞彙交流研究』(中国語, 中華書局, 2010年)は, 康有為の『日本書目誌』を取り上げ, 「科学」や「美学」の用語を例に, 康有為がそれらを理解していないと指摘している。同書, 269頁。
- (45) 例えば, 前掲沈国威『改訂新版・近代日中語彙交流史』の外來語資料リストを参照すると, 『現代漢語外來詞研究』(高名旋, 劉正堞編, 文字改革出版社, 1958年)だけが, 「政治」を日本由来の外來語としている。同書, 398頁。また鳥井克之訳『現代中国語における外來語研究』(関西大学出版部, 1988年), 114頁を参照。沈国威は, 「政治」を「革命」, 「共和」, 「経済」と同様に, 中国古典を読み替えて日本で造出した近代語としている。同沈国威『改訂新版・近代日中語彙交流史』, 22頁。各種外來語研究資料で, 「政治」「政治学」を日本由来の外來語とするかどうかについては, 山室信一『思想課題としてのアジア』(岩波書店, 2001年)の整理(同書, 469頁)で意見の相違が見られるが, 「行政」が日本由来の外來語とすること(同書, 476頁)に比べると, 「政治」を外來語とする資料が多いようである。
- (46) 前掲鐘叔河主編『走向世界叢書・日本日記ほか』, 646頁。
- (47) 『日本国志』の内容が引用された『日本雜事詩』では, 「政治学」という用語が登場したことは, 沈国威も確認している。沈国威『改訂新版・近代日中語彙交流史』, 128頁, また沈国威『近代中日詞彙交流研究』, 225頁。
- (48) 『中国大百科全書・政治学』(中国大百科全書出版社, 1992年), 16頁, 416頁など, 王邦佐ほか編『二十世紀中国社会科学・政治学卷』(上海人民出版社, 2005年), 207頁, 426-427頁を参照。
- (49) 山室信一『思想課題としてのアジア』第2部第6章第3節, とくに380-381頁, 阿部洋『中国の近代化と明治日本』(龍溪書院, 2002年再版)第3章, また吉野作造の中国滞在については, 尾崎護『吉野作造と中国』(中公叢書, 2008年), とくに60頁以下を参照。
- (50) 張帆『“行政”史話』(北京・商務印書館, 2007年)第4章, また譚汝謙ほか編『中國譯日本書綜合目録』(香港: 中文大學出版社, 1980年), 384頁などを参照。
- (51) これは, 中国国家図書館の書目検索で確認した嶺山政道の中国語翻訳書。譚汝謙ほか編『中國譯日本書綜合目録』, 378頁なども参照。
- (52) 拙稿『「行政」の誕生と交流』の初稿が完成後, 同僚の畠山弘文教授にコメントと日本語の校正をお願いして, 言葉や用語と概念との区別などを指摘してもらった。この指摘をうけてここでは言葉と概念との関連性を少し議論していく。
- (53) 概念の語彙化については, 沈国威『近代中日詞彙交流研究』, 6-7頁。また日本語と中国語における「漢字造語法」については, 沈国威『改訂新版・近代日中語彙交流史』, 30頁以下を参照。

「行政」及び「政治」の用語と概念

- (54) 山室信一『思想課題としてのアジア』, 464頁以下を参照。社会主義中国の近代用語に関わって, 朱京偉「明治期における社会主義用語の形成」, 内田慶市, 沈国威編『19世紀中国語の諸相』(雄松堂, 2007年)所収, またWolfgang Lippertの研究, 『漢語中的馬克思主義術語の起源与作用』(原文はドイツ語, 1979年, 中国語訳, 中国社会科学出版会, 2003年)も参照。
- (55) 「政治体制」の含意及びその日中の相違については, 毛桂榮「政治体制論からみた中国政治」, 前掲『初めての政治学』所収, 同「政治体制論から見た中国政治に関する補足」(明治学院大学『法律科学研究所年報』27号, 2011年所収)を参照。
- (56) 前掲平石直昭「前近代の政治観—日本と中国を中心に」, とくに151頁。また前掲丸山真男「政事の構造」も参照。
- (57) 前掲平石直昭「前近代の政治観—日本と中国を中心に」, 丸山真男「政事の構造」はその議論の手がかりとなるが, また西欧とは異なる「政治的〈まとめ〉の原理」を分析した神島二郎の概念構成(支配, 闘争, 自治のほか, 同化, 帰嚮など)については, 添谷育志は前掲「政治・政治学とは何か」では, 再評価すべきと説いている。前掲『初めての政治学』, 24頁。神島二郎の議論については, 同『政治の世界』(朝日選書, 1977年)所収の「近代化と政治的〈まとめ〉の原理」, 「政治学の新しい地平」などを参照。これらの議論は, いずれも中国と日本との相違を分析することを目的にしているが, 議論のスタートになるとと思われる。
- (58) ラートゲンの「行政」の概念(3権分立論の拒否)については, 辻清明「日本における行政学の展開と課題」, 辻清明編集代表「行政学講座」第一巻『行政の理論』(東京大学出版会, 1976年)所収, またグッドナウの3権分立論への批判については, 王元訳『政治与行政』(新訳, 復旦大学出版社, 2011年。旧訳是北京・華夏出版社, 1987年)を参照。
- (59) 日本の場合, 立憲制の展開, そして議会における政党政治の発展のなかでは, 「立法」, 「議会」と「政党」を束ねる「政治」である「憲政」の優位(憲政の常道)が追求される一方で, 統治権を総覧する「天皇の行政大権」を根拠に, 「政治」(憲政)に対して, 「政」を行う「行政」の超越性が維持されようとした。それは日本の(政を行う)行政文化の伝統的な一面を表したものであるが, 他方, 一般論としては「行政国家化」現象において3権の一角を占める「行法」権・組織・制度がやがて単なる「行法」権・組織・制度ではなくなり, 優越的な位置を占めるようになり, それ自体まさに「政治」を行うようになるということを示している。その「政」が奉仕としてのマツリゴトを含意するかどうかは別にして, 「行政」という用語が「行法」にとってかわった時期は, ちょうど, 行政国家化への流れが現実化し, また理論的にも「行政」の意味内容が変化した時期であるといつてよい。
- (60) 三つの行政概念に関しては, 西尾勝『行政学の基礎概念』(東京大学出版会, 1990年),

第1章「行政の概念」を参照。

- (61) 議院内閣制と3権分立論の関係については、日本の憲法学と政治学・行政学との間で、理解の相違が存在することに注意したい。山口二郎『内閣制度』（東京大学出版会、2007年）を参照。また最近、斎藤憲司「日本における『議院内閣制』のデザイン」（国会図書館「レファレンス」、2010年10月号に掲載）を読むことができ、「議院内閣制」という用語の登場、その概念の形成、さらに日本におけるそのデザインを歴史的に分析しており、参考になる。
- (62) 毛桂榮『日本の行政改革』（青木書店、1997年）第一部第2章、毛桂榮「行政管理と総合調整—総務庁の設置に関連して」、『季刊行政管理研究』68号所収、1994年12月、19-32頁、また毛桂榮「行政管理論」（中国語）、明治学院大学『法学研究』89号、2010年所収を参照。
- (63) 西尾勝「行政と管理」、前掲『行政学の基礎概念』第3章所収、また足立忠夫『新訂・行政学』（日本評論社、1992年）第2、3部を参照。
- (64) 行政管理論を題名とする著書は、例えば足立忠夫『行政管理論』（玄文社、1960年）があり、行政管理論をキーワードに行政学を展開するテキストとしては、加藤一明ほか『行政学入門』（有斐閣、1966年、第2版、1985年）がある（管理論と責任論）。足立忠夫は管理論、サービス論、行政対市民関係論を中心に行政学を構想し（足立『新訂・行政学』を参照）、西尾勝は制度論、政策論と管理論を中心に行政学テキストを構成した（西尾勝『新版・行政学』有斐閣、2001年）ことから分かるように、管理論は日本の行政学ではあくまでもその一部である。
- (65) 日本の行政学はかなり「政治学的行政学」で、「管理論」が弱いと指摘されている。西尾勝「時代状況と日本の行政学の課題」、日本行政学会編『日本の行政学—過去、現在、未来』（ぎょうせい、2001年）所収、また毛桂榮「日本行政学研究と教育回顧」、明治学院大学『法学研究』87号、2009年8月所収を参照。
- (66) 夏書章「行政学和行政管理学科名称雑議」、中国共産党江蘇省委党校編『唯実』南京、1997年第3期所収を参照。
- (67) 毛桂榮「『政府の、政府による、政府のため』の行政研究—中国の行政管理学について」、明治学院大学『法学研究』68号、1999年、毛桂榮「公共管理とMPA」、『季刊行政管理研究』（行政管理研究センター発行）、2002年9月号所収、また前掲毛桂榮「行政管理論」を参照。ただ、中国では「管理」が行政の中核的概念とされるが、管理論の研究があるのかというと、POSDCORB論を持ち出すまでもなく、未熟と言わざるを得ない。例えば組織論としては行政組織法が未熟で組織法制の研究が、人事論としては公務員制度の未確立で人事管理の実証研究などがそれぞれ少ない。予算編成過程、政策決定過程、そして執行過程の実証研究が少ない状況では、実質上、管理論的な研究が多いとは決して言えない。最近、

「行政」及び「政治」の用語と概念

中国行政学界では、管理論的な傾向に対する再検討、あるいは反省が行われ、「公共行政」あるいは「公共行政学」、「行政科学」の用語を使用する傾向が現れている。馬俊ほか編集『反思中国公共行政学』（北京・中央編訳出版社、2009年）を参照。

- (68) 今村都南雄『行政学の基礎理論』（三嶺書房、1997年）、5頁。
- (69) 行政学においては「公共性」の問題は、かつては論争的な問題であった。手島孝『行政概念の省察』（学陽書房、1982年）、田口富久治『行政学要論』（有斐閣、1981年）第1章を参照。最近の検討としては、山川雄巳「公共性の概念について」、日本公共政策学会年報『公共政策』第2号、1999年所収、山口定ほか編『新しい公共性』（有斐閣、2003年）、村上弘「公共性について」、立命館大学『立命館法学』316号、2007年6月所収、晴山一穂「公共性概念に関する一考察」、専修大学『専修法学論集』第106号、2009年7月所収、また佐々木毅・金泰昌編『公共哲学』シリーズ、東京大学出版会、2001年より刊行も参照。
- (70) 井出嘉憲『日本官僚制と行政文化』（東京大学出版会、1982年）、41-43頁及び260-261頁。
- (71) 溝口雄三『中国の公と私』（研文出版、1995年）、同『一語の辞典・公私』（三省堂、1996年）などは日中における「公私」概念の相違を分析しており、参考になる。

(2012年2月初稿、2012年4月改稿 毛桂榮 MAO, Guirong)

拙稿「行政の誕生と交流」(『法学研究』92号、2012年1月、19-90頁)の訂正

訂正 (1)

79頁、注(81)、3行

誤：1万語、和製漢語9千語

正：1万語、和製漢語890語

訂正 (2)

85頁、注(143)、5行

誤：第2次世界体制

正：第2次世界大戦